

令和8年度 愛川町立中学校 拠点校方式による部活動設置要項

1 趣旨及び目的

中学校における部活動は、教育課程外の活動ではあるが、生徒や地域の期待に応え、学校の教職員が指導者となり実施してきたものである。

しかし、生徒数の減少に伴う学校の小規模化、部活動を指導できる人員の不足に伴い、生徒の興味・関心に応じた多種多様な部活動を、学校それぞれで実施することは困難になっており、部活動の在り方を見直す必要が生じている。

拠点校方式とは、在籍する中学校に希望する部活動がない場合に、当該部活動を設置している一つの学校が、参加を希望する他の学校の生徒を受け入れる方式である。

愛川町教育委員会（以下、教育委員会とする）では、町立中学校に在籍する中学生にとって望ましい部活動が展開されるよう、「拠点校方式による部活動（以下、拠点校部活動とする）」を実施し、生徒の興味・関心に応じた持続可能な部活動の実現を目指す。

2 事業主体及び実施主体

事業主体は教育委員会とし、実施主体は愛川町立中学校とする。

3 対象部活動及び受入校（活動指定場所）

対象とする部活動は、学校単独での存続が困難となった部活動等のうち、愛川町中学校部活動の在り方検討委員会における協議において、拠点校方式による実施が適当と判断した部活動とする。

なお、実施期間は単年度とし、指導ができる教員の異動等により、受入校（活動指定場所）の変更があり得る。

令和8年度に対象とする部活動等は、次の通りとする。

部 活 動	受入校（活動指定場所）
愛川町野球部	愛川町立愛川東中学校
愛川町男子ソフトテニス部	愛川町立愛川東中学校
愛川町サッカー部	愛川町立愛川中原中学校

4 実施期間

原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

5 実施の留意点

【参加承諾について】

- (1) 参加にあたっては、原則として、教職員、保護者の引率を必要としない生徒を対象とし、生徒の在籍校並びに受入校の承認を必要とする。

- (2) 参加生徒及び保護者は、受入校の部活動規定(規約)に従って活動するとともに、活動中は受入校の生活指導に従うことへの同意が必要である。

【活動について】

- (1) 本拠点校部活動は、各校の部活動規定(規約)に基づき廃部となった部活動等を希望する生徒に対して、最低限の活動場所を確保するための救済措置であるため、在籍校(受入校以外)での活動はできない。
- (2) 本拠点校部活動に在籍する生徒で、平日に拠点校に通うことのできない生徒は、在籍校に設置された部活動に準部員として兼部することができる。
- ※¹ 準部員：正式な部員数には計上しない、大会等に参加せず練習のみ参加する部員のこと。
- (3) 活動場所については、受入校(活動指定場所)での活動を原則とするが、施設の都合等から活動場所を変更する場合は、各中学校長の許可を得ることとする。

【大会等への参加について】

神奈川県中学校体育連盟の登録及び各種大会の参加等については、受入校が関係の連盟・団体と連絡を取り対応するものとする。

【受入校までの移動について】

- (1) 移動は原則として、徒歩または公共交通機関とする。
- なお、自転車利用を希望する場合は、在籍校長の許可を得ることとする。
- (2) 移動にかかる経費は生徒の保護者の負担とする。

【安全管理について】

- (1) 活動場所への移動については、在籍校の指示に従う。
- (2) 活動中は、受入校の指導者の指示に従う。また、緊急の対応が必要な場合には、指導者が適切に対応する。
- なお、指導者は対応後に、受入校長及び在籍校長に報告する。報告を受けた在籍校長は、教育委員会に対して、「事故発生報告書」を作成し提出する。その際、「校長意見」の欄には、「拠点校部活動による怪我」とだけ明記する。
- (3) 部員の緊急連絡先については、個人情報の取扱いに十分留意した上で、部活動指導員等を含むすべての指導者で共有する。
- (4) 活動中の事故については、日本スポーツ振興センターの給付事業^{※2}により対応する。
- また、活動場所への移動時における事故についても適用される。なお、生徒が怪我等により、日本スポーツ振興センター災害共済給付を受ける場合については、在籍校で事務の取扱いを行う。

※² 「日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程」より教員の直接の引率・監督指導等がなされなかった場合でも、出発から解散まで教育計画に基づいて適切な指示

や指導がなされていると解される場合は、給付の対象となる。

- (5) 熱中症対策や雷等、天候による対応が各校で異なる場合については、原則在籍校の対応に従うが、受入校とも連絡を取り合いながら受入校が危険な場合は安全を第一優先させる。

6 参加申込手順

- (1) 拠点校部活動への参加を希望する生徒・保護者は、在籍校の校長に「愛川町拠点校方式部活動 参加申込書・保護者同意書」(様式1)を提出し、在籍校の承認を受ける。
- (2) 在籍校は、承認した「愛川町拠点校方式部活動 参加申込書・保護者同意書」(様式1)の写しを受入校に送付する。
- (3) 送付を受けた受入校は、部活動の体制が整い次第、在籍校を通じて当該生徒に、「愛川町拠点校方式部活動 参加同意書」(様式2)及び初回の活動予定表等(任意様式)を渡し活動を開始する。

7 その他

- (1) 当該年度の拠点校部活動実施内容の生徒・保護者等への周知は、各学校で行う。また、活動開始後の生徒、保護者等への連絡は受入校が行う。
- (2) 受入校は、当該年度の部活動開始に合わせ、参加生徒・保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会を設ける。
- (3) 参加生徒の在籍校は、拠点校部活動に関する連絡責任者を決めておく。
- (4) 受入校と在籍校のカリキュラムが異なる場合(定期テスト等による諸活動停止期間やインフルエンザ等による臨時休業など)の対応については、原則として在籍校の対応に従う。

附則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。